

長崎県介護支援専門員連絡協議会平成29年度第1回研修補助金事業について

長崎県介護支援専門員連絡協議会では長崎県介護支援専門員連絡協議会会員における介護支援専門委員とし資質の向上、次世代の人材育成及び専門性の向上を図るため、下記研修に対し補助金を交付します。

【補助金の交付対象】

平成30年2月24日（土）開催

「第9回 日本介護支援専門員協会 九州・沖縄ブロック研究大会 in 熊本」

【補助金額】

参加費 4,000円

【交付申請】

補助金交付申請書にて申請してください。

【交付の適否】

申請内容の審査後、交付適用外（※1）の方には通知します。

【実績報告】

この研究大会についてはレポート提出を免除する。

【補助金の交付】

当会より日本協九州・沖縄ブロック事務局（旅行代理店）へ参加費補助金額4,000円をお支払致します。

補助金差引後、差額分は日本協九州・沖縄ブロック事務局（旅行代理店）より申込者へ別途請求書が届きますので各自お支払いください。

【その他】

締切は11月22日（水）と致します。

※1 別紙「研修補助金支給規程」をご参照ください。

【補助金交付申請書の提出先及び問合せ】

長崎県介護支援専門員連絡協議会 事務局

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター県棟4階

TEL: 095-893-6152 FAX: 095-893-6153

メール: nagasaki-caremanager@wish.ocn.ne.jp

長崎県介護支援専門員連絡協議会 研修補助金支給規程

長崎県介護支援専門員連絡協議会

第1条 基本方針

介護支援専門員の資質向上に資すると判断できる、主に県外の研修会等への参加に際し、必要に応じ参加費等の出張費用の一部又は全額を補助することで、次世代の人材育成及び専門性の向上を図り、職能団体としての水準を高める。

第2条 研修補助金支給対象者について

以下のいずれかの項目に該当するものは補助金支給が適当であるものと見做す。

- ① 本会会員であること(但し本会会員登録3年以上)
- ② 講師バンク登録者であること
- ③ 本会各委員会委員であること

第3条 補助金支給対象研修について

補助金対象研修は正副理事長会において以下のとおりに選定する

- ① 日本介護支援専門員協会主催研修会(全国・九州)
- ② 日本ケアマネジメント学会主催研修
- ③ 厚生労働省主催研修
- ④ 会員等より補助金支給依頼があった研修
- ⑤ その他、正副理事長会において必要と認められる研修

第4条 補助金申請について

補助金支給申請については以下のとおりの手順で行う

- ① 本会指定の申請様式に必要事項を記入の上、申請を行う
- ② 正副理事長会において、研修内容等を精査後、支給の可否を決定する

第5条 補助金支給額について

補助金対象額については、正副理事長会において以下のとおりに決定する

- ① 研修会の場所並びに参加費等により、補助額を決定する
- ② 補助額については、当該年度の収支状況を勘案し、年度予算の範囲内で決定する
- ③ 行政及び所属事業所等から出張旅費が支給されている場合には、対象外とする

第6条 研修内容の報告について

研修参加者は、参加内容を以下の方法で、本会へ報告する

- ① 本会事務局へ指定の研修報告書にて、提出する
- ② 必要に応じ、本会研修会及び本会ホームページ等において伝達を行う

＜附則＞

この規程は平成26年9月1日より施行する。